

公共交通に関する市民理解醸成に向けた広報業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、公共交通に関する市民理解醸成に向けた広報業務の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2 業務名

公共交通に関する市民理解醸成に向けた広報業務委託

3 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4 趣旨・目的

本市は将来にわたって持続可能なバス交通体系を構築することを目的に、「新バスシステム・BRT」を平成27年にスタートし、減少が続いていたバス利用者が増加に転じるなどの成果がみられた。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や新しい生活様式の導入により、公共交通の利用者数が大幅に減少し、交通事業者の存続が危ぶまれている。

本業務では、昨今の公共交通を取り巻く厳しい状況や、公共交通を利用することの意義について情報提供することで、公共交通を利用する市民を増やし、未来に残すことを目的とする。

5 業務の基本事項

(1) 基本方針

新型コロナウイルス感染症によって公共交通が危機的状況に陥り、減便が実行されるなど目に見えてサービスが低下しているなか、この状況を逆手に取り、公共交通の必要性和具体的なアクションを促す広報を実施するものであり、広告媒体への掲載だけでなく、メディア掲載やSNSでの情報拡散を目指すものとする。

(2) ターゲット

- 1) 普段公共交通を利用しない人のうち、公共交通利用者に転換する可能性がある人
(たとえば、通勤者、公共交通の利便性が高いエリアの住民、移住者、社会的意識の高い人、コロナ禍で公共交通利用をやめた人など)
- 2) 公共交通利用者（本市内の鉄道やバス、タクシーなどの利用者）

(3) ターゲットへの伝えたいメッセージ

- コロナ禍を踏まえた公共交通の現状と利用しなければ公共交通は存続しないこと*
- 公共交通を未来に残すためにできること（市民の皆さんひとりひとりが利用をすることが最良の方法であること。例えば「全市民の約半数が月に1回バスに乗車すればコロナ禍を乗り切れる」など。）

※公共交通利用者へは、利用者のおかげで公共交通が成り立っている感謝の意も併せて伝える

(4) 留意事項

契約期間において、下記の広報活動が並行して実施されていることから、委託者と協議を行い、広報内容の重複などに留意すること。

- 1) コロナ禍において公共交通を安心安全に利用していただくための啓発（実施者：地域公共交通の回復に向けた安心啓発事業実行委員会）
- 2) 公共交通の乗り方に関する広報（実施者：新潟市都市政策部都市交通政策課）

6 提案を求める事項

(1) 市民参加型キャンペーンの企画・運営

公共交通の必要性を広く周知し、意識的に公共交通を利用する人を増やすことを目的に、市民参加型のキャンペーンを実施すること。

- 1) 本キャンペーンの企画・運営に関わること全般
- 2) 本キャンペーンを統一的なコンセプト・デザインのもと実施するため、キャッチフレーズやビジュアルデザインの提案
- 3) 本キャンペーンに関する動画の作成・プロモーション

① 企画・撮影・制作等

ア 15 秒から 60 秒程度の動画を作成すること。（必要に応じ複数パターンを作成）

イ すべての動画で、「市民自身が SNS、口コミ等により、市内外に発信したいと思える」ことを統一のコンセプトとすること

ウ 公共交通利用に転換する可能性が高い層をターゲットとした内容

エ 動画は、音声なしでも配信できるようにテロップありで作成すること。

オ ナレーションや出演者が必要となる場合は、その費用も含むこと。

カ 制作した動画の一部は、業務完了後もバス待合室のモニタでの放映を予定しているため、そのことを考慮したものであること。

② 動画を活用したプロモーションの実施

ア 動画再生数増大、情報拡散のため、WEB 上での動画プロモーション、プレスリリースなど効果的なプロモーションを提案、実施すること

イ プロモーションについては、動画完成から 3 月下旬まで実施すること。

ウ プロモーションの提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する、効果測定可能な具体的な指標等を提示すること。

【提案例】

- 公共交通がない未来をビジュアル化し、それを防ぐための行動をわかりやすく提示し、SNS 等で投稿を促すキャンペーンを実施
- 紙面ジャックにより、広告紙面だけでなく WEB メディアにも取り上げられる発信を行う
- 公共交通の利用促進につながるアイデアコンテストを実施し優秀者にはりゅうとポイントをプレゼント

(2) 留意事項

- 「4 趣旨・目的」、「5 業務の基本事項」を踏まえていれば、マスメディアの活用や広告、WEB、イベント、コンテンツ制作など広報手法に関しては特に定めはない。
- 提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- 具体性のある実現可能な提案とすること。

7 業務スケジュール

契約締結後のスケジュールは以下の表を参考にする。

R3.1	R3.2	R3.3	R3.4～
・契約 ・業務計画書作成 など	・動画等の制作 ・キャンペーン運営 など	・動画を活用したプロモーション ・キャンペーン運営 など	※業務終了後も委託者が継続的に実施できるキャンペーンであることが望ましい

8 成果物

- 報告書：紙媒体1部、電子データ（CD-R等）
- 制作物：完成品、電子データ（CD-R等）
- 使用した写真、イラスト等：電子データ（CD-R等）

9 共通留意事項

- (1) 業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿（令和2年12月）に登録されている者とするに努め、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
 - ア 再委託する業務の範囲
 - イ 再委託する合理性及び必要性
 - ウ 再委託先の業務履行能力
 - エ 再委託業務の運営管理方法
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (7) 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、委託者と協議により業務を進めること。

(8) 著作権等

- ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
- イ 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて新潟市に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
- ウ 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を新潟市に帰属させることが困難なものについては、上記ア及びイに記載の限りではない

(9) 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損のないよう適切に管理すること。

(10) 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたり知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(11) 本業務は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一環として実施するため、業務にて使用した書類、伝票、領収書等については、事業終了後から5年間保管し、国の会計検査時には、市より求めがあった場合、上記の資料提供及び立会を拒まないこととする。